

銚田市スクールバス運行に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年7月24日

銚田市教育委員会教育長 鬼澤 明

銚田市教育委員会規則第3号

## 銚田市スクールバス運行に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、銚田市スクールバス（以下「スクールバス」という。）運行に関する条例（平成27年銚田市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(運行区間)

第3条 スクールバスを運行する区間は、銚田市公立学校施設再編計画（平成24年3月策定）に基づき統合した小学校の通学区域内とする。

(利用対象者)

第4条 条例第3条に規定するスクールバスの利用対象者は、乗降場所において自らスクールバスに乗降できる児童であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 銚田市立小学校に在籍し、通学距離が片道2キロメートル以上の児童
- (2) 前号に定める者のほか、教育委員会が特別の理由があると認めた児童

(申請及び許可)

第5条 保護者は、教育委員会が別に定める期限までに、銚田市スクールバス利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、教育委員会に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度の途中でスクールバスの利用を開始しようとする場合は、申請書を随時提出することができる。
- 3 教育委員会は、スクールバスの利用を許可するときは、銚田市スクールバス利用許可書（様式第2号）及び銚田市スクールバス利用券（様式第3号。以下「利用券」という。）を、当該保護者に送付するものとする。

(変更等)

第6条 スクールバスの利用を変更し、又は中止しようとする保護者は、スクールバスの利用を変更し、又は中止しようとする日の10日前までに、銚田市スクールバス利用変更等届（様式第4号。以下「利用変更等届」という。）を、教育委員会に提出しなければならない。ただし、当該利用者が、小学校の課程の修了に伴ってスクールバスを利用しなくなる場合は、届出を要しないものとする。

- 2 利用券の著しい損傷又は紛失を知った保護者は、直ちに利用変更等届を教育委員会に提出し、

利用券の再交付を求めなければならない。利用券の記載事項に変更を生じた場合も、また同様とする。

(利用料の免除)

第7条 条例第10条の規定による免除の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 利用者が、銚田市就学援助費交付規則(平成17年銚田市教育委員会規則第19号)第2条に定める銚田市要保護者又は準要保護者に該当する場合 当該認定期間に係る利用料の全部
- (2) 利用者が、負傷、疾病等の理由により、月の初日から末日まで欠席した場合 当該月に係る利用料の全部
- (3) 利用者が、負傷、疾病等の理由により、1月に欠席した日が10日以上となった場合 当該月に係る利用料の2分の1

2 前項に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料の免除申請)

第8条 利用料の免除を申請しようとする保護者は、銚田市スクールバス利用料免除等申請書(様式第5号。以下「免除等申請書」という。)を、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、利用料の免除を決定したときは、銚田市スクールバス利用料免除等決定通知書(様式第6号。以下「免除等決定通知書」という。)を、保護者に送付する。この場合において、すでに納付された免除額相当分の利用料があるときは、遅滞なく返還するものとする。

(免除の変更等)

第9条 前条第2項の規定により利用料の免除の決定を受けた保護者が、当該免除の決定理由に変更を生じた場合は、改めて免除等申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定による免除等申請書の提出の有無にかかわらず、教育委員会は、利用者が第7条に定める免除の理由に該当しなくなった場合又は免除の理由に変更が生じたことを把握した場合は、免除等決定通知書により当該保護者に通知し、免除の取消又は免除額の変更を行うことができる。

3 保護者は、利用料の免除の取消又は免除額の変更によって、従前の免除額が減額されることとなった場合は、当該納付すべきであった利用料を遡って納付しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、スクールバスが安全かつ快適に運行できるよう、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用券をスクールバスの運転者に必ず提示すること。
- (2) 利用券を他人に貸与しないこと。
- (3) 車内の附帯設備及び車体を損傷しないこと。
- (4) 車内で大声を発し、又は騒がないこと。
- (5) 運転者の指示に従い、決められた乗降場所及び時刻に乗降すること。
- (6) 窓から顔や手を出したり、物を投げ捨てたりしないこと。
- (7) 走行中の急ブレーキ等に注意し、みだりに立ち上がらないこと。
- (8) 通学及び学習用具以外は車内に持ち込まないこと。
- (9) 欠席等の理由によりスクールバスを利用しない場合は、定められた乗降場所に赴き、その

旨を運転者に申し出ること。ただし、乗降場所に赴くことができないときは、当該乗降場所から乗車する他の利用者に伝言を依頼すること。

(利用計画等)

第 11 条 学校長は、銚田市スクールバス利用計画書(様式第 7 号。以下「利用計画書」という。)を毎年 4 月 1 日までに取りまとめ、教育委員会及びスクールバスの運行業務を委託された者(以下「受託者」という。)に報告しなければならない。

2 前項の利用計画書に変更が生じた場合は、学校長は、事前にその旨を教育委員会に報告するとともに、保護者及び受託者にも通知しなければならない。この場合において、学校長は、遅滞なく変更後の利用計画書を教育委員会に提出するとともに、保護者及び受託者にも送付しなければならない。

3 学校長は、学校の都合又は天候不順等により、登下校時刻又は授業日の変更若しくは臨時休校をしようとするときは、直ちに教育委員会及び受託者と協議の上対応を決定し、その旨を保護者に通知しなければならない。

(運転者の遵守事項)

第 12 条 運転者は、次の各号に掲げた事項を遵守し、安全かつ円滑にスクールバスを運行しなければならない。

(1) 利用者名簿を携行の上、運行すること。

(2) 各乗降場所における発車時刻より前に発車しないこと。ただし、各乗降場所における利用者の全員が乗車したことを確認した場合を除く。

(3) 非常事態が発生した場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、教育委員会及び学校長に報告すること。

(4) 車両を常に点検し、良好な状態で運行すること。

(5) 交通法規等を遵守し、安全なバス運行を徹底すること。

(6) 車内における利用者の行動や安全等に配慮すること。

(7) 車内の環境衛生に配慮すること。

(運行記録)

第 13 条 運転者は、スクールバスの運行結果を銚田市スクールバス運行記録票(様式第 8 号。以下「運行記録票」という。)に記録しなければならない。

2 運転者は、1 月間の運行記録票を取りまとめの上、当該運行月の翌月 10 日までに学校長に提出しなければならない。この場合において、学校長は、提出された運行記録票の記載から改善を要する事項を把握した場合は、速やかに教育委員会と協議しなければならない。

(経由)

第 14 条 保護者が、この規則に定める様式を教育委員会に提出する場合は、利用者の在籍する学校長を経由して提出しなければならない。

2 教育委員会が、この規則に定める様式を保護者あてに送付する場合は、当該様式に記載された利用者の在籍する学校長を経由して送付しなければならない。

(帳票類の保存期間)

第 15 条 利用券を除き、この規則の定めにより作成した帳票類は、当該帳票類の処理が完了した日の属する年度の翌年度から 10 年間保存するものとする。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

銚田市スクールバス利用申請書

年 月 日

銚田市長 様

保護者氏名 ㊟  
 （児童との続柄： ）  
 住所  
 電話  
 緊急連絡先

銚田市スクールバス運行に関する条例及び同条例施行規則の規定に同意し、銚田市スクールバスを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

利用開始年度（年月日）		年度（ 年 月 日から）			
利用する児童	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	利用年度における 学校・学年	利用区分
			年 月 日	第 学校 第 学年	往復 片道
			年 月 日	第 学校 第 学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			年 月 日	第 学校 第 学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			年 月 日	第 学校 第 学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
希望乗降場所名 (ルート番号)	登校時		下校時		
	( )		( )		
通学距離(片道)	k m				
備考					

- 注) 1 この申請書は、利用者（児童）の属する世帯ごとに提出してください。  
 2 通学距離は、スクールバスを利用しなかった場合に想定される合理的な通学経路（自宅から学校まで）の片道の距離を記入してください。  
 3 申請書の提出後に「利用区分」を変更したい場合は、別途届出が必要です。

銚田市スクールバス利用許可書

第 号  
年 月 日

様

銚田市長 

銚田市スクールバス運行に関する条例施行規則第5条第3項の規定により、下記のとおりスクールバスの利用を許可します。

記

利用期間			年 月 日から 年 月 日まで			
利用する児童	ふりがな 氏 名	性別	利用年度における 学校・学年	利用区分		月額利用料
				同一世帯	往復片道	
			第 学校 第 学年	人目		
			第 学校 第 学年	人目		
			第 学校 第 学年	人目		
					月額利用料合計	
利用乗降場所 (利用ルート)		登校時		下校時		
		( )		( )		
備考						

- 注) 1 利用料は、銚田市が指定した方法で納入してください。  
2 利用料を滞納した場合は、スクールバスを利用できなくなります。

銚田市スクールバス利用券

(表)

<table border="0"><tr><td><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">校章</span></td><td>銚田市スクールバス利用券</td></tr><tr><td>利用ルート</td><td></td></tr><tr><td>利用乗降場所名</td><td></td></tr><tr><td>利用区分</td><td>往復 片道（登・下）</td></tr><tr><td>利用券の有効期限</td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td>性別</td></tr><tr><td>学校名</td><td></td></tr><tr><td>学年</td><td></td></tr><tr><td>交付年月日</td><td>銚田市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></td></tr></table>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">校章</span>	銚田市スクールバス利用券	利用ルート		利用乗降場所名		利用区分	往復 片道（登・下）	利用券の有効期限		氏名	性別	学校名		学年		交付年月日	銚田市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">校章</span>	銚田市スクールバス利用券																	
利用ルート																		
利用乗降場所名																		
利用区分	往復 片道（登・下）																	
利用券の有効期限																		
氏名	性別																	
学校名																		
学年																		
交付年月日	銚田市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>																	
<p>利用上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・この利用券は、他人に貸与してはならない。</li><li>・乗車の際は、この利用券を運転者に提示してから、乗車しなければならない。</li><li>・記載事項に変更があったとき、又は、損傷、紛失した場合は、直ちに再交付を受けなければならない。</li><li>・再交付を受けた後に紛失した利用券を発見した場合は、遅滞なく返還しなければならない。</li><li>・資格を失った場合は、直ちに返還しなければならない。</li></ul>																		

注) 次の区分により、利用券の色が異なります。

- 1 往復利用 白色
- 2 登校のみ利用 青色
- 3 下校のみ利用 赤色

銚田市スクールバス利用変更等届

年 月 日

銚田市長 様

保護者氏名 ㊟  
 住所  
 電話

銚田市スクールバス運行に関する条例施行規則第6条の規定により、スクールバスの利用に係る変更等について、下記のとおり届出ます。

記

届出事項		変更 ・ 中止 ・ 利用券の紛失等 (←いずれかに○印)			
届出に係る児童	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	学校名・学年	変更する利用区分 (変更の場合に記入)
			年 月 日	第 学校 第 学年	往復 片道
			年 月 日	第 学校 第 学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			年 月 日	第 学校 第 学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			年 月 日	第 学校 第 学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
変更	利用者の氏名	変更前： 変更後：			
	通学距離（片道）	k m			
	利用乗降場所 (利用ルート)	登校時	下校時		
		( )	( )		
利用中止日 (利用中止の場合に記入)		年 月 日			
利用券紛失等での再交付		再交付を求める理由：			
その他の変更等					

- 注) 1 通学距離は、スクールバスを利用しなかった場合に想定される合理的な通学経路（自宅から学校まで）の片道の距離を記入してください。  
 2 利用を中止する場合は、当該中止の翌日に利用券を返納してください。  
 3 利用券の再交付を受けた場合は、古い利用券は、教育委員会に返納してください。

銚田市スクールバス利用料免除等申請書

年 月 日

銚田市長 様

保護者氏名 ㊟  
 住所  
 電話

銚田市スクールバス運行に関する条例施行規則第8条の規定により、利用料の免除・免除理由の変更・免除の取消を下記のとおり申請します。

なお、免除の決定を受けた後において、その理由が消滅したときは、直ちに申告することを誓います。

記

申請理由	免除（新規） ・ 免除理由の変更 ・ 免除の取消 （←いずれかに○印）			
申請に係る児童	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	利用年度における学校・学年
			年 月 日	学校・第 学年
			年 月 日	学校・第 学年
			年 月 日	学校・第 学年
			年 月 日	学校・第 学年
申請理由 (該当番号を○で囲んでください)	免除理由変更の場合は従来の免除理由となった下記の番号→			
	1 銚田市要保護児童認定 [ 新規・取消・その他 ( ) ] (認定・取消等の年月日: )			
	2 銚田市準要保護児童認定 [ 新規・取消・その他 ( ) ] (認定・取消等の年月日: )			
	3 負傷, 疾病等の理由により欠席した場合 ( 欠席理由: ) 期間 自 年 月 日 (左の期間のうち 日) 至 年 月 日 )			
4 その他特別の理由 ( )				

銚田市スクールバス利用料免除等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

銚田市長 

銚田市スクールバス運行に関する条例施行規則第8条の規定により、下記のとおりスクールバス利用料の免除・免除額の変更を決定します。

記

決定に係る児童	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	利用年度における学校・学年	免除決定後又は免除理由変更後の月額利用料	利用料返還額(既納額ある場合)
			年 月 日	第 学校 第 学年		
			年 月 日	第 学校 第 学年		
			年 月 日	第 学校 第 学年		
			年 月 日	第 学校 第 学年		
免除適用期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで					月額計	計
免除額又は免除額変更理由	1 銚田市要保護児童認定 [新規 取消 その他 ( ) ] (認定・取消等の年月日： )					
	2 銚田市準要保護児童認定 [新規 取消 その他 ( ) ] (認定・取消等の年月日： )					
	3 負傷, 疾病等の理由により欠席した場合 欠席理由： 自 年 月 日 (左の期間のうち 日) 至 年 月 日					
	4 スクールバスの利用 変更 中止					
	5 その他特別の理由					
決定期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで						
(備考)						





銚田市スクールバス運行記録票

( 小学校 ルート名 )

年 月 日 ( ) 天候		運転者氏名							
運転時間	(登)始 発 時 分				学校着 時 分				
	(下)学校発 時 分				終点着 時 分				
走行距離	自(始発) km			至(終点) km			(合計 km)		
乗降者	児童名	性別	登	下	児童名	性別	登	下	
						合 計 (人)			
	※ 「登」(登校)・「下」(下校) の乗車を確認した児童に○印								
特記事項									
確 認	銚田市立 小学校長 印								